

2024年12月10日

株 主 各 位

(本店所在地)  
東京都港区新橋四丁目21番3号  
新橋東急ビル2階  
(本社事務所)  
東京都江東区三好4丁目6-17  
アジア開発キャピタル株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようをお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁の「議決権行使方法のご案内」に従い、2024年12月24日(火曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2024年12月25日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都江東区白河1丁目3-28  
江東区深川江戸資料館 2階 小劇場  
※会場は本年の定時株主総会と同じ会場となります。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
3. 会議の目的事項  
決 議 事 項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 子会社株式の譲渡契約承認の件  
第3号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の2つの方法がございます。

### 1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を、同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

**株主総会開催日時：2024年12月25日（水曜日）午前10時**

### 2. 書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**議決権行使期限：2024年12月24日（火曜日）午後5時到着分まで**

#### ■お問い合わせ先

アジア開発キャピタル株式会社 IR・総務

電話照会先：080-7570-5190

（受付時間 午前9時～午後5時）

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 経営資源の効率的な活用及び持続的な成長基盤の構築を目的として、本店の所在地を東京都江東区に変更するものであります。
- (2) 株主管理コスト削減のため、単元株式数を100株から1,000株に変更するものです。  
上記単元株式数変更に伴う定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

| 現行定款  | 変更後   |
|---|---|
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都<br><u>港区</u> に置く。  | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都<br><u>江東区</u> に置く。   |
| (単元株式数)<br>第7条 当社の単元株式数は、<br><u>100株</u> とする。 | (単元株式数)<br>第7条 当社の単元株式数は、<br><u>1,000株</u> とする。 |

#### 第2号議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

当社は、2024年11月26日付取締役会において、当社の子会社であるワンアジア証券株式会社（以下「ワンアジア証券」といいます。）のうち当社が保有すべての株式について、Luxury Capital株式会社（以下、「Luxury Capital社」といいます。）に譲渡すること（以下「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、Luxury Capital社との間で、同日付で「2. 子会社株式譲渡契約の内容の概要」に記載の株式譲渡契約（以下「本件株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本件株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本件株式譲渡の実行日は、2025年1月31日を予定しております。

## 1. 子会社株式の譲渡を行う理由

当社は、現在の状況を総合的に判断し、当社子会社であるワンアジア証券の株式について早期売却を決定いたしました。

ワンアジア証券については、当社が上場廃止となった際の報告書において管理体制の問題が指摘されるなど、当社が同証券を保有し続けることが、企業価値の向上に寄与しにくい状況となっております。このような状況を踏まえ、当社グループ全体の経営効率を高め、価値向上を実現するため、売却を決断いたしました。

本譲渡で得られる資金は、当社の強みである海外市場における投資活動をさらに推進するために活用してまいります。特に、成長が期待される東南アジア地域や再生可能エネルギー分野への戦略的な投資を行うことで、グループ全体として持続的な成長と収益性の向上を目指してまいります。

なお、ワンアジア証券については、新たな経営体制の下で適切な環境が整うことにより、さらなる成長が期待できるものと考えております。

## 2. 子会社株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、本件株式譲渡契約に定められた各前提条件が充足されること等を条件として、2025年1月31日をもって、ワンアジア証券の株式のうち当社が保有するすべての株式についてLuxury Capital社に譲渡いたします。

### 株式譲渡契約書（写）

アジア開発キャピタル株式会社（以下「譲渡人」という。）及びLuxury Capital株式会社（以下「譲受人」という。）は、譲渡人が譲受人に対して保有するワンアジア証券株式会社（以下「対象会社」という。）の株式を譲渡することに関し、以下のとおり合意したので、株式譲渡契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式譲渡）

1. 譲渡人は、本契約に定める条件に基づき、譲受人に対し対象会社の普通株式172,750,000株（以下「本件株式」という。）を、合計金750,000,000円（以下「譲渡代金」という。）で譲渡し、譲受人はこれを譲り受ける（以下「本件株式譲渡」とい

う。)

2. 前項に定める株式譲渡による本件株式の権利の移転は、クロージング（第2条に定義される。）の完了をもって効力を生じる。

#### 第2条（必要書類の交付及び代金の支払い）

1. 譲渡人は、2025年1月31日（以下「クロージング日」という。）に、第2項に定める譲渡代金の支払いと引き換えに、対象会社からの譲渡承認の通知書及び本件株式の株主名簿の名義書換に必要な書類（以下総称して「交付物」という。）を譲受人に交付する。ただし、譲渡人における株主総会の状況その他の事情により、譲渡人及び譲受人は、合意によってクロージング日を変更できるものとする。
2. 譲受人は、クロージング日において、第1項に定める交付物の交付を受けるのと引き換えに、譲渡人に対し譲渡代金全額を支払う（以下、前項に定める譲渡人の行為と併せて「クロージング」という。）。譲渡代金の支払いまでの間に、対象会社について運営、財政状態（銀行預金の残高の増減も含む。）、経営成績、信用状況等に変更が生じたとしても、譲渡代金の金額は調整されないものとする。
3. 譲受人が前項に基づく譲渡代金の支払を怠った場合には、譲受人は、譲渡人に対して、支払を怠った金額につきクロージング日から支払済に至るまでの期間につき年率6%の割合で計算される遅延損害金（1年を365日とする日割計算）を支払わなければならない。

#### 第3条（前提条件）

1. 譲渡人は、クロージング日において、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件として、第2条1項に規定する義務を履行するものとする。なお、クロージング日において以下の各号の事由の全部又は一部が充足されていない場合には、譲渡人は、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して第2条第1項に定める義務を履行することができるものとする。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、譲受人に対する賠償又は補償の請求が妨げられるものではない。
  - (1) 第4条第2項に規定する譲受人の表明及び保証の全てが、本契約締結日及びクロージング日において、真実かつ正確であること。
  - (2) 譲渡人において、本契約に基づく本件株式譲渡について、会社法第467条第1項第2号の2に定める株主総会の決議による承認が得られていること。
  - (3) 本件株式譲渡について、監督官庁等の承認が得られていること。
2. 譲受人は、クロージング日において、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件として、第2条第2項に定める義務を履行するものとする。なお、クロージング日において以下の各号の事由の全部又は一部が充足されていない場合には、譲受人は、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して第2条第2項に定める義務を履行することができるものとする。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、譲渡人に対する賠償又は補償の請求が妨げられるものではない。
  - (1) 第4条第1項に規定する譲渡人の表明及び保証の全てが、本契約締結日及びクロージング日において、重要な点において真実かつ正確であること。
  - (2) 譲渡人において、本契約に基づく本件株式譲渡について、会社法第467条第1項第2号の2に定める株主総会の決議による承認が得られていること。

#### 第4条（表明及び保証）

1. 譲渡人は、譲受人に対し、以下の事実を表明し保証するものとし、表明及び保証の内容が真実又は正確でなかった場合、譲受人は譲渡人に対し、譲受人が被った損害の賠償を請求することができる。

- (1) 譲渡人は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、また、その財産を所有しかつ現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力、行為能力その他の能力を有している。
  - (2) 譲渡人は、本契約を締結し、本契約に従ってその義務を履行する完全な権限を有しており、また、本契約の締結に必要な全ての法令等及び定款その他の社内規則に従った必要な社内手続を全て履行しており、必要な許認可、届出等の手続が完了しており、何らかの条件が付されている場合にはかかる条件に違反していない。本契約は、譲渡人の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、譲渡人に対し、その条項に従った強制執行が可能である。
  - (3) 譲渡人による本契約の締結及び履行は、譲渡人に対して適用のある法令等又は定款その他の社内規則のいずれにも違反せず、譲渡人を当事者とし又はその資産を拘束する契約に現在若しくは将来違反せず、かつ、譲渡人に対する又はこれを拘束する司法・行政機関等（裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関、行政機関及び自主規制機関の総称とする。以下同じ。）の判断等（判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達、行政指導その他の判断の総称とする。以下同じ。）に違反するものではない。
  - (4) 譲渡人は本契約締結日現在本件株式の全てを単独で適法に保有している。
  - (5) 譲渡人は過去において本件株式の全部又は一部につき第三者に対する譲渡、移転、担保設定その他の処分をしたことはない。
  - (6) 譲渡人、譲渡人の役員等（会社法第 423 条第 1 項に定義される役員等を意味する。以下同じ。）、及び譲渡人の発行済株式の総議決権の過半数を保有する株主（当該株主の配偶者及び二親等内の血族が保有する株式を含めて 50%超を保有する場合を含む。）は、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）ではなく、また、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営又は経営に協力又は関与しておらず、その他いかなる交流又は関与も行っていない。
  - (7) 譲渡人は、本契約締結日現在支払不能ではなく、自らに対する破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始又はこれらに類似の倒産手続開始の申立ては行われておらず、またかかる申立ての原因も存しない。
2. 譲受人は、譲渡人に対し、以下の事実を表明し保証するものとし、表明及び保証の内容が真実又は正確でなかった場合、譲渡人は譲受人に対し、譲渡人が被った損害の賠償を請求することができる。
- (1) 譲受人は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、また、その財産を所有しかつ現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力、行為能力その他の能力を有している。
  - (2) 譲受人は、本契約を締結し、本契約に従ってその義務を履行する完全な権限を有しており、また、本契約の締結に必要な全ての法令等及び定款その他の社内規則に従った必要な社内手続を全て履行しており、必要な許認可、届出等の手続が完了しており、何らかの条件が付されている場合にはかかる条件に違反していない。本契約は、譲受人の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、譲受人に対し、その条項に従った強制執行が可能である。
  - (3) 譲受人による本契約の締結及び履行は、譲受人に対して適用のある法令等又は定款その他の社内規則のいずれにも違反せず、譲受人を当事者とし又はその資産を拘束する契約に現在若しくは将来違反せず、かつ、譲受人に対する又はこれを拘束する司法・行政機関等の判断等に違反するものではない。
  - (4) 譲受人は、譲渡人に対して、本契約に定める譲渡代金を支払うのに十分な資金を有している。

- (5) 譲受人、譲受人の役員等、及び譲受人の発行済株式の総議決権の過半数を保有する株主（当該株主の配偶者及び二親等内の血族が保有する株式を含めて 50%超を保有する場合を含む。）は、反社会的勢力等ではなく、また、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営又は経営に協力又は関与しておらず、その他いかなる交流又は関与も行っていない。
- (6) 譲受人は、本契約締結日現在支払不能ではなく、自らに対する破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始又はこれらに類似の倒産手続開始の申立ては行われておらず、またかかる申立ての原因も存しない。

#### 第 5 条（免責）

譲渡人は、譲受人に対して、本件株式を現状有姿で譲渡するものとし、譲受人が本件株式に関して被った損害（瑕疵担保責任、債務不履行責任及び不法行為責任を含むが、これらに限定されない。）について、譲渡人に故意又は重大な過失がある場合及び第 4 条第 1 項第 4 号又は第 5 号の表明保証違反に起因して譲受人が損害を被った場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

#### 第 6 条（誓約事項）

譲受人は、クロージング後 10 年間、譲渡人において、税務調査、会計監査、裁判所の命令に対応する場合を含む訴訟対応、政府機関の命令に対応する場合又は金融商品取引所の規則若しくは証券業協会の規則その他これに準ずる定めに基づく要求に対応する場合等において、対象会社に関する資料の提出が求められた場合には、対象会社をして、譲渡人からの質問への回答、譲渡人への資料の提出その他譲渡人が必要な資料にアクセスできるよう協力させるものとし、対象会社の資料を譲渡人に提出させるために必要な協力をしなければならないものとする。

#### 第 7 条（解除等）

1. 譲渡人は、以下に定める事由のいずれか 1 つでも発生した場合には、クロージングまでに限り、譲受人に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。
  - (1) 第 4 条第 2 項に定める譲受人の表明保証に違反があった場合。ただし、違反が軽微な場合を除く。
  - (2) 譲受人につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続開始の申立てがなされた場合。
2. 譲受人は、以下に定める事由のいずれか 1 つでも発生した場合には、クロージングまでに限り、譲渡人に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。
  - (1) 第 4 条第 1 項に定める譲渡人の表明保証に違反があった場合。ただし、違反が軽微な場合を除く。
  - (2) 譲渡人又は対象会社のいずれかにつき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続開始の申立てがなされたとき。
3. 本契約は、本契約に基づく本件株式譲渡について、譲渡人における会社法第 467 条第 1 項第 2 号の 2 に定める株主総会の決議において否決された場合には、自動的に終了するものとする。
4. 本契約が本条に基づき終了した場合であっても、第 4 条、第 5 条、第 8 条から第 17 条までの規定は引き続きその効力を有するものとする。ただし、第 10 条については、本契約終了後 5 年間に限り、効力を有するものとする。

#### 第 8 条（損害賠償）

本契約の当事者は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、クロージング後



20 日以内に相手方から請求があった場合に限り、その損害を賠償する責任を負う。ただし、譲渡人の譲受人に対する賠償責任は、第 1 条第 1 項に定める譲渡代金の金額を上限とする。

#### 第 9 条（不可抗力）

いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、又は内外法令の制定若しくは改廃を含むがこれらに限定されない。）により本契約上の義務（支払期限にある金銭債務は除く。）の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとする。

#### 第 10 条（秘密保持）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約締結の事実、本契約の内容及び本契約締結に至る経緯並びに本契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。ただし、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外する。
2. 本契約の当事者は、秘密情報を本契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。ただし、譲受人は、クロージング後は、対象会社に関する情報については、本項に定める秘密保持義務を負わないものとする。
3. 前項の規定に拘わらず、本契約の当事者は、法令若しくは裁判所若しくは政府機関の命令、要求若しくは要請、又は金融商品取引所の規則若しくは証券業協会の規則その他これに準ずる定めに基づき受領者に開示が要求された場合、相手方の秘密情報を開示することができる。ただし、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
4. 本契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第 2 項に準じて取り扱うものとする。
5. 本契約の当事者は、本契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄する。
6. 本条の規定は、本契約の締結日から 5 年間有効に存続するものとする。

#### 第 11 条（公表）

本契約の当事者は、本契約締結の事実、本契約の内容及び本契約締結に至る経緯を公表する場合には、相手方の書面による同意を取得しなければならないものとする。ただし、法令又は金融商品取引所の規則若しくは証券業協会の規則その他これに準ずる定めに基づき開示を要する場合には、この限りではない。

#### 第 12 条（費用）

本契約の当事者は、それぞれ本契約の交渉、作成、署名捺印及び義務の履行に関連して自己が被った全ての費用（弁護士、公認会計士等の第三者に対する報酬及び費用を含

む。)を各自負担する。ただし、相手方の債務不履行を原因として、損害の賠償、補償等を求める場合の費用についてはこの限りではない。

#### 第13条（契約内容の変更）

本契約の内容は、本契約の当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。

#### 第14条（譲渡禁止）

本契約の当事者は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約の契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとする。

#### 第15条（完全合意）

本契約は、本契約に含まれる事項に関する本契約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、当事者間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

#### 第16条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

#### 第17条（準拠法及び合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第18条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、本契約当事者間において誠意をもって協議解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

譲渡人：東京都港区新橋 4-21-3  
新橋東急ビル 2F  
アジア開発キャピタル株式会社  
代表取締役 アンセム ウォン

譲受人：東京都港区麻布十番一丁目 3 番 1 号  
Luxury Capital 株式会社  
代表取締役 西江 肇司

### 3. 子会社株式譲渡契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡契約に従い、ワンアジア証券の全株式をLuxury Capital社に対して金750,000,000円（以下「本件株式譲渡価額」といいます。）で譲渡いたします。

当社は、当社がワンアジア証券株式を取得した価額、取得時から現在までのワンアジア証券の事業及び業績の状況、ワンアジア証券の2025年3月期の損益の状況等を踏まえて、独立した当事者であるLuxury Capital社との間で、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本件株式譲渡価額を合意するに至っており、ワンアジア証券の事業や財務の状況及び今後の見通し等を総合的に勘案し、当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

### 4. 譲渡する子会社の概要

|                           |                  |  |                  |
|---------------------------|------------------|--|------------------|
| (1) 名称                    | ワンアジア証券株式会社      |  |                  |
| (2) 所在地                   | 東京都千代田区          |  |                  |
| (3) 代表者の役職・氏名             | 代表取締役社長 荒井 崇     |  |                  |
| (4) 事業内容                  | 金融商品取引業          |  |                  |
| (5) 資本金                   | 100,000,000円     |  |                  |
| (6) 設立年月日                 | 2001年2月14日       |  |                  |
| (7) 大株主及び持株比率             | 当社 99.7%         |  |                  |
| (8) 当社との関係                | 資本関係             | 当社は当該会社の発行済株式の99.7%を直接保有しております。                                    |                  |
|                           | 人的関係             | 該当事項はありません。  |                  |
|                           | 取引関係             | 当該会社は当社子会社に対して貸付を行っております。Luxury Capital社が当該貸付について債務引受することを予定しています。 |                  |
| (9) 当該会社の最近3年間の財政状態及び経営成績 |                  |  |                  |
| 区 分 \ 期 別                 | 第22期<br>2022年3月期 | 第23期<br>2023年3月期   | 第24期<br>2024年3月期 |
| 純 資 産                     | 636百万円           | 756百万円   | 598百万円           |
| 総 資 産                     | 3,472百万円         | 2,776百万円   | 4,169百万円         |
| 1株当たり純資産                  | 4.77円            | 4.36円  | 3.45円            |

|            |         |        |         |
|------------|---------|--------|---------|
| 売上高        | 176百万円  | 148百万円 | 178百万円  |
| 経常損益       | △112百万円 | △60百万円 | △113百万円 |
| 純損益        | △113百万円 | △72百万円 | △157百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | △1.06円  | △0.46円 | △0.91円  |
| 1株当たり配当金   | -円      | -円     | -円      |

## 5. 株式譲渡の相手先の概要

|               |                    |             |
|---------------|--------------------|-------------|
| (1) 名称        | Luxury Capital株式会社 |             |
| (2) 所在地       | 東京都港区麻布十番一丁目3番1号   |             |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 西江 肇司        |             |
| (4) 事業内容      | 不動産業、金融業           |             |
| (5) 資本金       | 10,000,000円        |             |
| (6) 設立年月日     | 2023年11月17日        |             |
| (7) 大株主及び持株比率 | 西江 肇司 100%         |             |
| (8) 当社との関係    | 資本関係               | 該当事項はありません。 |
|               | 人的関係               | 該当事項はありません。 |
|               | 取引関係               | 該当事項はありません。 |
|               | 関連当事者への該当状況        | 該当事項はありません。 |

### 第3号議案 会計監査人選任の件

2024年8月9日開催の監査等委員会において一時会計監査人に選任した公認会計士赤坂事務所及び公認会計士海生裕明事務所につきまして、改めて監査等委員会の決定に基づき、会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査等委員会が公認会計士赤坂事務所、公認会計士海生裕明事務所を会計監査人候補者とした理由は、一時会計監査人としての職務遂行状況から、引き続き上記の公認会計士事務所2所が当社の会計監査人として相当であり、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制を有していると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年10月31日現在)

|     |   |
|-----|---|
| 名称  | 公認会計士赤坂事務所                              |
| 事務所 | 東京都新宿区新宿2-9-23 SVAX新宿B館8F               |
| 沿革  | 1991年3月 公認会計士登録<br>1991年3月 公認会計士赤坂事務所開設 |
| 概要  | 代表 赤坂 満秋<br>公認会計士2名 会計士補・その他3名          |

|     |  |
|-----|--|
| 名称  | 公認会計士海生裕明事務所                               |
| 事務所 | 東京都港区新橋3-2-3千代川ビル6階                        |
| 沿革  | 1985年10月 公認会計士登録<br>1994年3月 公認会計士海生裕明事務所設立 |
| 概要  | 代表 海生裕明<br>公認会計士1名 会計士補・その他1名              |

以上

## 株主總會会場ご案内図

会場 東京都江東区白河1丁目3-28 深川江戸資料館 2階 小劇場



### 交通ご案内

#### 地下鉄

半蔵門線・都営大江戸線：清澄白河駅〔A3〕 徒歩3分

#### バス

都バス門33系統 豊海水産埠頭～亀戸駅「清澄庭園前」下車徒歩3分

都バス秋26系統 葛西駅～秋葉原駅「清澄白河駅前」下車徒歩4分